

## 補助金調書

補助金名	玄界島女性自衛消防隊防火クラブ事業			担当課 (連絡先)	消防局予防部予防課 (TEL725-6611)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	玄界島女性自衛消防隊防火クラブ	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	39	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	玄界島における火災を予防し、警戒し、火災が発生した場合には消火活動を行い、その他地震等の災害が発生した場合においては、必要な活動を行うことを目的とする。 補助対象事業 (1)火災予防思想の普及・啓発(2)消防機関との連絡協調(3)初期消火等、消防訓練の実施(4)応急処置の習得				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (1)事業費(2)被服費(3)人件費(4)事務費(5)通信交通費(6)その他経費 算定方法については、事業計画および収支計画に基づく積上げ。			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	228 千円	228 千円	228 千円	228 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	防火防災に関する各種訓練(放水訓練・避難訓練・救急講習・火災想定訓練・規律訓練)および器具の点検・整備				
補助金交付 による効果	島には、消防局の消防隊が常駐しておらず、消防団についても、住民の大半が漁業で生計を立てている実態から、その主たる団員である男性のほとんどが漁に出て不在となる時間帯がある。その間は、自治体による消防体制が機能しない状況である。しかし、補助金交付により、継続的に訓練を行っている女性防火クラブ員が火災等の災害発生時には主体となり、消火活動等が行える体制を維持している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。